

大府市告示第 41 号

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 416 条の規定に基づき、令和 8 年度土地
価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 30 日

大府市長 岡 村 秀 人

1 縦覧期間

令和 8 年 4 月 1 日(水)から令和 8 年 4 月 30 日(木)まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第
178 号)に規定する祝日は除く。

2 縦覧時間

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
ただし、4 月 1 日(水)、4 月 8 日(水)、4 月 15 日(水)、4 月 22 日(水)は午
前 9 時 00 分から午後 7 時 45 分まで

3 縦覧場所

大府市役所 1 階 総務部税務課資産税係 12 番窓口